



大 監 発 第 2 7 号
令 和 7 年 1 月 2 8 日

東大和市長 和地 仁美 様

東大和市監査委員 三ツ寺 俊行

東大和市監査委員 中村 庄一郎

令和6年度指定管理者（桜が丘図書館及び清原図書館）監査結果の報告について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した指定管理者（桜が丘図書館及び清原図書館）監査の結果について、同条第9項の規定により、別紙のとおり報告を提出します。

なお、この監査結果報告に基づき、又はこの監査結果報告を参考として措置を講じたときは、同条第14項の規定により通知願います。

令和6年度指定管理者監査（桜が丘図書館及び清原図書館）結果報告書

- 1 監査の種類 地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査
- 2 監査の対象 桜が丘図書館及び清原図書館
- 3 監査対象部署 指定管理者（株式会社 図書館流通センター）
所管部署（教育部 中央図書館）
選定部署（総務部 管財課）
- 4 監査の期間 令和6年10月16日（水）から令和7年1月27日（月）まで
- 5 監査の方法 公の施設の管理または財政援助に係る出納その他の事務が適正に行われているかを主眼とし、関係書類の調査及び指定管理者からの説明聴取を実施する。

また、所管部署に対しては、指定管理者への指導監督及び指定管理委託料等の出納が適正に行われているかを主眼として、関係書類の調査及び関係職員からの説明聴取を実施する。

なお、選定部署に対しては、指定管理者の選定から決定までについて、適正に行われているかを主眼として関係書類の監査を実施する。

6 監査の着眼点

所管部署

- （1）指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- （2）協定書等には、必要事項が適切に記載されているか。
 - ① 管理する施設及び業務の内容は明確になっているか。
 - ② 指定管理者との間の経費の負担区分は明確になっているか。
 - ③ 条例等に定められた管理の範囲を超える内容となっていないか。
 - ④ 個人情報の保護に関して必要な措置を講じているか。
- （3）指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、指示を行っているか。
- （4）利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。

指定管理者

- (1) 経営成績及び財政状態は良好か。
- (2) 施設は法令等に基づいて適正に管理されているか。
- (3) 協定書等に基づく義務の履行は適正に行われているか。
 - ① 協定書等のとおり協議、通知、各種報告はなされているか。
 - ② 協定書等の内容に反する第三者への委託を行っていないか。
 - ③ 協定書等のとおり管理に関する経費の請求、受領はなされているか。
 - ④ 事業報告書の提出は期限内になされているか。
 - ⑤ 事業報告書は適正に作成されているか。
 - ⑥ 個人情報の保護に関して必要な措置を講じているか。
 - ⑦ 災害・緊急時の対応は明確になっているか。
- (4) 利用料金の設定等は適正になされているか。
 - ① 利用料金の収納は適正に行われているか。
 - ② 利用料金は、管理経費に充当され適正に運用されているか。
- (5) 利用促進のための努力はなされているか。
- (6) 公の施設の管理に係る出納関係帳簿の整備、記帳は適切及び適正か。また、領収書類等の証拠書類の整備、保存は適切になされているか、他の事業との会計区分は明確になっているか。

7 指定管理者の概要

(1) 職員の内訳

指定管理者 株式会社 図書館流通センター

① 桜が丘図書館

館長	1名
館長補佐	2名
スタッフ	2名

② 清原図書館

統括館長	1名
館長補佐	2名
スタッフ	3名

(2) 業務の概要（業務の範囲）

① 図書館サービスに関する業務

- ア 開館・閉館業務
- イ 窓口（カウンター）業務
- ウ 資料管理業務
- エ 各種サービス業務
- オ その他の業務

② 施設等の管理業務

- ア 施設管理業務
 - イ 財産・備品管理業務
 - ウ 部屋の貸出（清原図書館のみ）
- ※ 利用申請の受付等は中央図書館

③ 主たる業務に付随する事務

- ア 指定管理委託料の管理、経理及び財産管理
- イ 文書の管理・保存

④ 独自事業

⑤ 事業計画及び報告書等の作成

- ア 年度事業計画書
- イ 年度事業報告書
- ウ 月次事業報告書
- エ 業務日誌
- オ 独自事業計画書・報告書
- カ 要望・苦情報告書
- キ 事故等報告書
- ク その他の報告書等

⑥ 連絡調整会議の開催

- ア 会議の開催
- イ 議事録等の作成及び提出

⑦ 本業務の履行に関する質の確保及び評価の実施

⑧ その他業務

- ア 会議への出席
- イ 東大和市による監査等への対応
- ウ 指定管理期間の終了又は指定の取り消しにともなう業務の引継ぎ
- エ 危機管理
- オ その他本業務を行う上で必要な業務

⑨ 留意事項

8 指定管理料

令和5年度及び令和6年度の各指定管理委託料

55,928,000円

9 監査結果

指定管理者の監査を実施した結果、歳入歳出事務については、適正に執行されていると認められた。

なお、事務の執行、事業の管理状況等について、以下に意見として記述する。

(1) 基本協定書等の全体的な見直しについて

指定管理者の独自事業として、読書スタンプラリーや調べる学習関連事業等多くのイベントを企画し実施してきているが、独自事業については、図書館サービス業務や施設等の管理業務とともに、指定管理者業務のひとつとして基本協定書第8条に示されているにもかかわらず、別に指定管理者の業務の範囲外として、同協定書第46条にも示されている。こちらは、実施にあたり事前に委託者に事業計画書を提出し、教育委員会の承認を得なければならないものとなっている。

独自事業については、指定管理者を評価する指標のひとつと考えられるため、基本協定書など関係書類の系統だった文言整理をはじめ、全体的な見直しを図られるよう要望する。(中央図書館)

(2) 開館時間・開館日の拡大による利便性の向上及び安定的な図書館運営について

指定管理者制度の導入後、桜が丘図書館においては、週4日の夜間開館を実施したことに伴い、週8時間の開館時間増、清原図書館においては、週4日の夜間開館に加え、休館日を週2日から1日に減らしたことに伴う週7時間、合計週15時間、開館時間が増えた。

また、2館とも中央図書館と休館日をずらし、利用者の利便性を向上させた。

休館日には、新刊本の選書会議や指定管理者との連絡調整会議等も行われているとのことだった。

このようなことから、多様化する利用者ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、今後も指定管理者への適切な指導を行い、安定的な図書館運営に取り組まれるよう要望する。(中央図書館)

(3) 図書館サービスの向上及び利用環境の整備について

指定管理者制度の導入後、図書館サービスの向上として、今まで定例的に行っていた「おはなし会」や「中学生の勤労体験の受け入れ」等について、ボランティアや学校などとの連携を継続しつつ、講座や絵本の読み聞かせ等の子育て支援行事や市内の療育施設を訪問する出前おはなし会について積極的に実施している。

また、利用環境の整備として、利用者アンケートや利用者懇談会を行い、本が「汚い」、「古い」等の両館に共通した意見に対応するため、限りある予算の中で、除籍や買い替え等を進められたとのことであった。

引き続き、利用者の声に応え、利用者満足度を高められるよう要望する。

なお、利用者増の促進については、WEB 回答フォームを活用すること等について、中央図書館と協議し、未利用者への対応も検討されるよう要望する。(指定管理者)